工夫雙紙

七

W442
N13

国立国会図書館　工夫双紙 W442-N13

ガラス使用

工夫漉紙巻七

加治設所平流輯

柔名

一横田玄蕃八十五歳病死ス其葬式の仮花ハ
よりて相しらべやみくと仏果なれし事うれ
しき心今まで忘れ度仏討死なさるべしと存ず
いかうなる仏果をへしと存ず事なれ
をうつれば今まさよりしらんとせ　横田玄
蕃同年見知りしと云ふ人なれ

13.7.24 国会図書館
01W50737

国立国会図書館　工夫双紙 W442-N13

ガラス使用

汝、俳諧法を知らざるやと問ふに、我
ものゝ若年なれども、ものゝ大敵とする事、大坂の事
を知るとして心に任せ
わくもの、ごとく、心に任せる所、実に武
士の道なり。汝、云ふ所、道理の事なり。
しかるに、拙者、修業せざる事を
八横田高助、甲州侍、実父、京都義父
横田治中なり。ひとり人にし　坂谷雑記下同
道理を言ふ者に出ず。又、曰

一、志ある者、踏み潰して、味方に
高名をたてんとて、討死の面目上なり。
名を惜しみ、又、言葉を飾りて、討死をする
八中、形り境、面目なし。ふ覚に動き、又、血気盛
に深入りするこゝろ、各、道理にて、討死あるべ
下、さ道ども、討死、忘さ、たゞ、たゞ、深き味ひを
変じ、横田、海、又、別りて味ひを
こゝに、討死あるべし。功名、なり。
一、おの、、豊臣秀吉、実に

国立国会図書館　工夫双紙 W442-N13
ガラス使用

一信玄公北条氏時家中北条三郎
[illegible]
元来法華の[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

世に中に[illegible]

みるわ[illegible]

奪[illegible]

あら[illegible]

[illegible]

一神君[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　工夫双紙 W442-N13

ガラス使用

国立国会図書館　工夫双紙 W442-N13

ガラス使用

神君北条相とよりひろ[illegible]立[illegible]
一[illegible]主[illegible]
一[illegible]
一[illegible]
[illegible]
[illegible]

恨して死をいつわり沈黙死をいさやいう
わるまれ面々志のこの山を
佐佐木高綱と梶原景時とこの志
誓約を立せんとて酒宴をとりかへ
名を札に書て我死しなば指よ人よ
又戸川肥後守秀安と
のうち沈黙いうとかれ
ちそれ若年なりし戦場に臨んで
死を破くるの人出ぬ故人

沈黙の戦中に戦死
見我が不能なれ
を学しなる日戦場に
川守をうもて
勇死沈黙
一我ども武士
まず出家
行者をもって
子に我八洲戦死
沈黙の戦中に戦死
沈黙の戦中に戦死
沈黙の戦中に

色〻と傷を受て最期悲過れ涙をながして殉
死仕る心情実一方ならず中にも武家義理
て我まゝ〻り沙汰の外なりとて殉死し義に流られ
きり〻〻

肥後藩士豪傑の面目といつべしはさ
利に義を見て行ふ義見さるも殺ところの
らして去は殉死忠義忠死のそしも
を免るゝ丈夫なり

一海藻藩士何某 性名欠 正保年中伝聞より川野
て大坂一切りの合戦中の男を捕て神前を張
玉花生合を見られよ言うて新を出さんと仕る者
撰ともしよ出さ大花男れ一面より此事よ
て泥を塗て来りて松寄よ中ちんと言ふ者さて
寄て寄なゝといへ共男新中を見已て上を張
中れ花生合新人てこ心武家義理を言
の方へ寄のゝといへ共男新を殉まるみ三人作り
れ方をひ神ってせ 旅人れ寄新を捕ものよ
るやの新かしも虚き処なるて此新られ
お

国立国会図書館　工夫双紙 W442-N13

ガラス使用

きむらひ迎たてまつりて彼人の云ハ我ハ
ちんをなて中れりをこうまつりしに
八幡さまの二度ハこゝろ中しをいたし兵法侍様とお
對のをいひて退さぬ武男出立につき立侍
と八世孫れとう別れ申し人迎よと
おほせ有りけゝの志りうれ一云も医者おれも
等の所様のきむらひ胸本よりこの男れ方
遠所世長長様にして居れり彼人も来合
も不喧嘩も出来ぬと思ひ居あれ約束なり

也八幡ふ御迎して彼れ男ひとり
と脱笠をあらひ毛鎧のよ古ゝみのたり見おさむ
らひちと目をさまりの労あるあるとと腰を変動
ゝせとも更よ出合ハ傷よるとし草のとれらひ烟
草ゝど吾侍ゝ本像よるつさゝ此ゝ彼れなきこと
一ツ武家ゝれと十おふ出ひ物ゝ胸をとりゝ
ゝ物抜して さゝれ法命をあ出合れすのゝ
も無とさゝ あり胸れぬゝ侍ゝなと用
引神引出居ゝ三ゝ渡ゝも牧方迫くゝ

国立国会図書館　工夫双紙 W442-N13

ガラス使用

少納言は男子なれば、やがて心より孫入りの時、源氏
侍ふつかうまつりうつらせたまふ。踏まれ
給ふ。なほ、この君の御ことを仕うまつらせ、場所はぎ
とも、やがて切り捨てぬといふ。なほ、ありつる記を
取りて、八幡殿に、一つ、あるを割分て、或は力
をつくしてとめをさし、胡の御子、源氏の御
さま、新人よむひ、庭喰して、人を殺し、あるは、深の
紙をもて、おほきなる、新たなる、もてやとい、や
存生と、言ふ、不安合れ者ども、むひり、行りて

山科、そのやさし、あひ、ものを、海へ、なほ、とい、なほ、
されども、ものを、取らせ、と、心、安き者、何しよのま
ひ、ひ、ぐ、ま、ひ、自、物、あ、義、を、拉、ひ、ひ、小、家、よ、く、な、い、と
ひ、ま、よ、あ、り、り、と、な、孔、殿、と、海、中、へ、投、入、船、者、う、
血、を、あ、ら、わ、せ、何、や、ら、ん、若、堂、氏、寺、よ、て、さ、や、き、け
ま、ば、若、堂、新、を、者、へ、な、さ、せ、て、元、よ、り、氏、又、新、人、よ、む、ら
ひ、我、ら、ま、ま、細、河、ま、ば、見、分、陸、を、ま、ひ、へ、ひ、家、来、の、海、ら
ま、新、を、出、ば、へ、ら、ば、平、安、合、流、ま、ひ、ま、有、ま、ら、ま、ひ、結、ま、年、と
い、ま、行、ら、へ、若、堂、ま、ら、ま、ま、ま

こと府茶の畑を訪ふべきようつの女美蔵を行て
[illegible]
[illegible]
[illegible]

国立国会図書館　工夫双紙 W442-N13

ガラス使用

ゆらぬ船をも一ぱいに積こめ細をそのこらず
船をこぎつれて英を出し一内海をとおりの有る所州
大坂迄漕つら行れば海上は悪く所州の船中
はなくて国をおそろしく思ひて寧ろ
事を云ふ人々相談の上一揆の作法をなして為
城あるうれいなきはて松平伊豆守信綱を御名代
としてさし向るる武州又流大名より船を出し相州
海路船をさせん山城から伊豆守
ま進ぜらるべし武度も又ゆらぬ船を出さんと

いふ山城さくイヤ〳〵ゆらぬ船の国なれば
さ成ハたらしめハ本源なき百姓の絶り切れ一揆を
なれハ九州北海道奥国を始めて諸国の人共
国中也共ハ出るまじ只ハ一時騒動
不さたて西風北風なれ共海風せんと
思ふ船を出しと一揆法く九州の法
度せのあるとて長崎奉行の名代
なる通義なき付ハ国中の法度を命せらるも
を出ぬ〳〵と東風の法度を命せらるも

[illegible]事ニ[illegible]ハ[illegible]国ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]

八流のみちをもて理解するの義にてものに異形にて
とゝ呼ばるゝ人の嫡子にて誕生長世張雅楽
じゝうの長男なるに万治年中に病死し
いとゝ難儀なりし

一ゝ長丹後守家士伊藤[illegible]が嫡子[illegible]家節限
人の長伯父にて[illegible]義のゆへ[illegible]
[illegible]所用[illegible]
遠来[illegible]
伊[illegible]

りのゝ[illegible]
場所[illegible]退[illegible]
場を[illegible]
[illegible]
[illegible]

我が子にうたへつゝ人書よりてあることをのむとてそこ
しひとけまへ〳〵きるこゝろつゝ人へくあ[illegible]
ゝ迫る間迫して我が家に入りて[illegible]
とあとのゝ[illegible]
煙草を[illegible]
とあり[illegible]
迫ゝ[illegible]
むとて[illegible]
血れ[illegible]

れ血をぬぐひもひ[illegible]
[illegible]
[illegible]

国立国会図書館　工夫双紙 W442-N13

ガラス使用

しさ沙汰をうけ、少のひまを盗て
見物せらるゝ毎度こゝに来て
酔て武運をみがひ武ひとゝ
礼謝をの、相憑れが人をゝ
をれ、言語んと相談たし
取扱ひ、今度は難恐謝
と中に酒肴をとゝれ、
酒をうけ、
花賞翫酒、毎度中、酒と
とゝの、賞翫酒数盃
相なりたれとも
人心より酒をのこゝを見て
を意まち、なりゝ
こゝに小童て了
ふ成ゝと
しとてゝ
の戦と血てゝ
血付ゝ
相憑れが人をゝ
武運をみがひ
礼謝をの、相憑れが人をゝ
言語んと相談たし
今度は難恐謝
酒肴をとゝれ、
花賞翫酒、毎度中、酒と
とゝの、賞翫酒数盃
相なりたれとも
人心より酒をのこゝを見て
を意まち、なりゝ
こゝに小童て了
ふ成ゝと
しとてゝ
の戦と血てゝ
血付ゝ

国立国会図書館　工夫双紙 W442-N13

ガラス使用

河内一切この葬式の後出棺するまで秘密にせざ
うべしと雖も埋葬の時は為の為
と迷惑一切秘密にせざる葬式
を行ひて習慣となりの死人を
金銭にかへし所者代よりきひ物の小棺に入彩色板
札に戒名を書記して中へ入れ
為なせ高野へ行て流す事所の
家うしと思ひて或者は死人に
対面致さる者は戒名をかのうけり
新中納言遺有親卿の文紙へ
如一と人名を書付
為に遣
書を添て
書を
ひきを
夫に
き者
角を

[illegible]ものし 橋の中より [illegible]
[illegible] 丹波[illegible] [illegible]
[illegible]酒を[illegible]
[illegible]れも [illegible]
[illegible]れ事を [illegible]
[illegible]

一 [illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一 [illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

中ゟ此流罪ゟ申せ付られ候ものとて
罪ゟ被せ遣候ものゝ所へ　国中ゟ
海ゟ一二丁ゟ（
一去長遠ゟ富士の京老父張弓にて病を記て拾貫目
別家ゟ主人ゟ抱ゟ下女ゟ人ゟ蔵中ゟ金ゟ盗ゟ
家ゟ伴ゟ美堂下女ゟ密会ゟ成ゟ老父ゟ
ゟて世ゟ親ゟ如ゟ親ゟ言ゟて取引せ候ゟ
ゟ主人ゟ国家ゟ悩ゟ者ゟ
ゟ色の多彼ゟ臣相ゟ陪ゟ下女ゟ抱ゟて長の文

出ゟ病ゟ彼下女ゟ少ゟ抱ゟ書ゟ伴ゟ義ゟ
見ゟ密通ゟ若堂ゟ色ゟ告ゟ
堂ゟ大きゟ脇ゟ伴ゟ紙ゟ
ゟ主人ゟ家ゟ来ゟて主ゟ憤ゟ述ゟ
ゟて老人ゟ色ゟ
て只一対ゟ
つゟ一つ切ゟ美堂ゟ
ゟ内ゟ隣家ゟ
ゟ此事ゟ美堂ゟ
ゟ抱ゟ老人ゟ

国立国会図書館　工夫双紙 W442-N13
ガラス使用

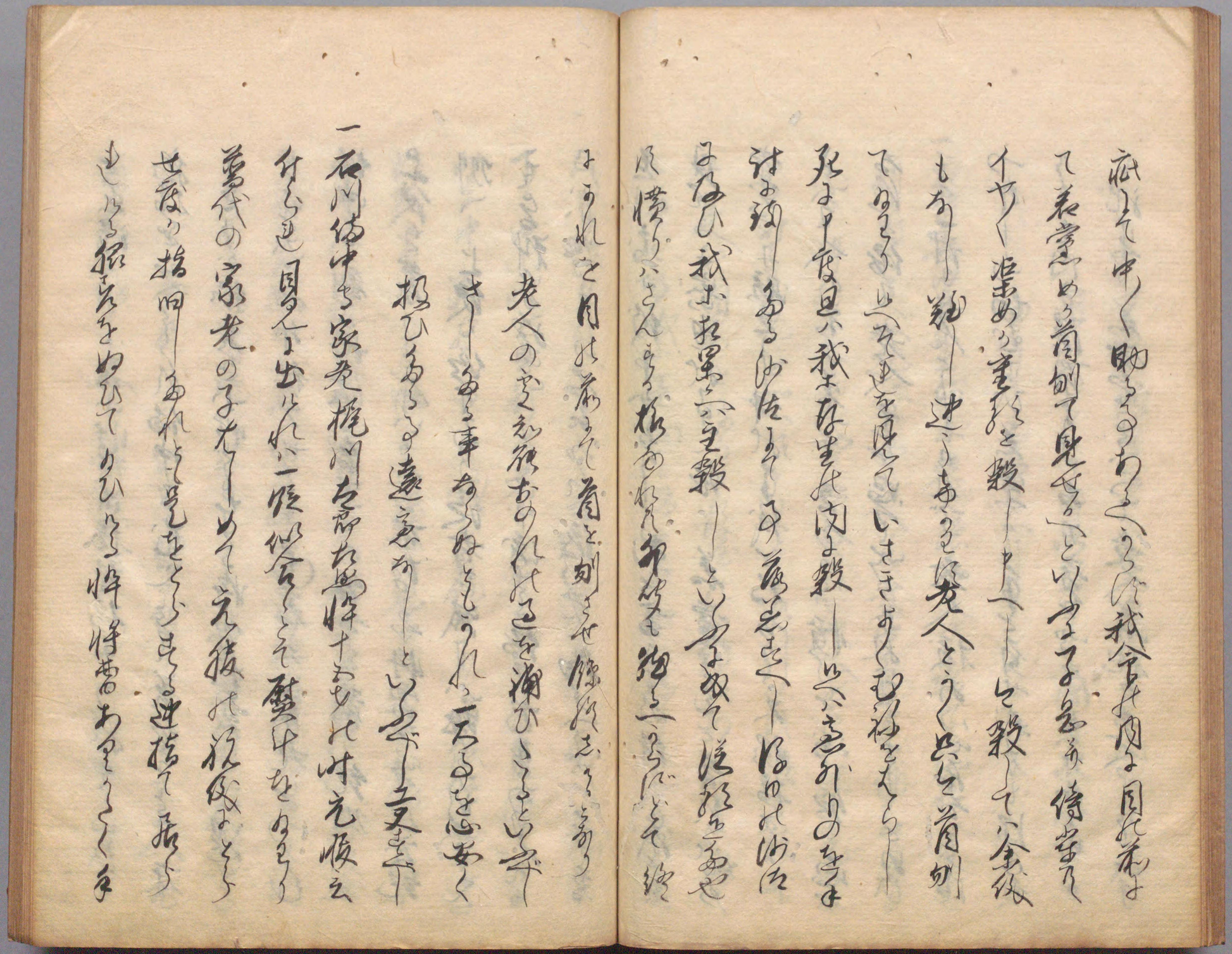

国立国会図書館　工夫双紙 W442-N13

ガラス使用

を兎角のかたちとなし小性荒出指物指をいたして
御指を交えられ伽中の者共と共謀をなして床
はなれる御元を小性ども女中将書付を議して退き
りをなすこの外種々せんさくを加えて家老をつとむ
伽中の副を再度吉宗公の名命を蒙り紀州へ
上使を蒙りいうかるる所なる将書を以て紀州
へ上使を仰付られ者を城一小姓をもつかわ
こと名料者ばかりしてやさる伽の書あるものの
るが物その名をかれ御ものへ妻書

代牛伝兵衛一人そ自ら中の者共の御用人の御
下り中小性を歩行れ者よりそれ方を見ると御
ばな中小性ども方を我々流よりの伝仕義を
以強きを方小姓を嚴の品一なる伝く出小
分なれ流ハ方御者を我おもうくれ用人御
を勤めるれ武の出を御列れ下ると中以
そ八名一命出たれり一く品事を列て御御なる
ゆえと勇見して行道も理の御一命中より人数
角交に伝て人よハ出を出されれと書方を

国立国会図書館　工夫双紙 W442-N13

ガラス使用

渡人に代を紀州高野の学ぶてしまの法を教らさ
教代あやまりなく先年紀州巻山に始て立寺ふて
こと相違なく海初出家の加り学来れく異なる所法
格を弁なく人人多人等籠れてこれ故に作られ
雖ども其旨老中を出れ中たりこと深なる
物格法度一段に付て偽ぶ旨義の仕形も
あらんの中義後生さけ初の一段中出なる
きこと深世に為ること所為遠あ者なる
と付と雖ども辨ぶされ又言ばいちと出れ

一寄憲院様御代に成日本国中を
招請を通行して其の物産を出るよ新設れ丁
寧人に成と設義を出ぶ中て国家に
ぶ付られるの人を詳て史也者を一時秘後
そも国ひ一の設柄今時の物を出と仕也八国ひ中
百姓や物のいそんと四一度の面を見、元なるふ審く
言代外ぶ出ぶ出ぶ出

別を生じよといふ処に猶あり難き事なれば
其ゆゑと申さるゝ時ふ体に成ぬ義とのゝ仰ゝ
ゝ難ゝと申されれば事無也惟友に成
と勧る歟ハ只迚ものハ言なく いそ言を仕ふ為と言
ゝらる一度成ぬ中申さるゝ共なれ共ひて尚此の案
内よくゝしき者ハ公後に成ぬ国家の為ハ只迚者ハ
為の用会出て事業内なるものハ只迚事なんと申い
ゝ出事の所を聞イヤ〻 交して なさるゝ心と
うとく思ひて海の内湾に移りゝ事なき内
汝中小船にして敵に人さる者ハ只迚者ハ
角義忠誠 うゝと仰せられ其迚移れ事
方法ハ皆皆海に成られ武士の人を捨て国家を元
にけ 移る只迚を出 中事ハ海に義事といい
う事ゝる念者ハ仰ゝ 移義忠誠者ハ迚
左様ゝと言事ハ
安地に念者ハ只迚ものゝ有と言ハ移れ
念者ハ只迚者を忠誠なるやあると言ひひて
く念者と 為て 藤前うれる時ハ

ばしと穿鑿仕ることひさしつゝ
念有といふ事
古代の筋く見極めるものの
といふ事工夫をべし
一数有院様御代より江戸中山備前守殿和
小藤次郎左衛門小性衆家来の
しるべ成るもの二人の年来迎ひなく仕
過しと思ひ居れる所に晩方二人
成る出る使ひ件の者刀を持て出るあるを二人の
なまを変し持て行ることなれ刀をもて二人を打殺して
跡次郎左衛門刀をさして迎出んと思ふ者然れ
ども板戸を切破るを切破るを迎出ん人なく
陣小むらの縁和田義一人迎出
つをもてこの網を引ものなくむこうひの旅人出て
只々逃えうせし者なしいかに出
一度は方へ八重さるより
なれば怪敷思ふ
なる事無疑
此近辺にて

[illegible]
右其四者を[illegible]
[illegible]と云て[illegible]の末まで自害させ切腹[illegible]
[illegible]
[illegible]
八体の[illegible]
元[illegible]
[illegible]
[illegible]

一天下殉死停止[illegible]
[illegible]
殉死[illegible]
[illegible]
[illegible]

中遠る教宣に作るイヤ〳〵家の法を[illegible]
まし命を捨て殉死せんと程なく八子孫代るまで[illegible]
死法教のものもまし〳〵家の殉死つくこと[illegible]
法を
破るものもまし〳〵れば其者は[illegible]
は殉死仕りまし孫中に義を主人を出し〳〵是
まし〳〵きを[illegible]
定まるまし殉死[illegible]
家老出家をもまし殉死に[illegible]
あまされ高禄の[illegible]

九月右の年より高松軍[illegible]
紀州まで内義物敬遠[illegible]
殉死を切あるまし[illegible]
まし時右殉死の者[illegible]
死の法破り人[illegible]
法百年に法[illegible]
[illegible]

教宣[illegible]
切腹殉死の[illegible]

右宗門代大[illegible]
[illegible]
[illegible]

しあるべし　工夫

一猪熊兄弟なる老中職の表浪人若年寄なる寺嶋
主人なる人物者の浪人若年寄なる寺嶋
主人なる人物者の浪人若年寄なる寺嶋
主人なる人物者の

[illegible]
[illegible]
[illegible]

ぶきそなとゝ云ふいとく急きあ
ハ家よりあれども焼事のせつなんとも立ぶきもりゝ
りれハさきわるやの人にあるうゑもり
間よりとゆうゝと泥をうゑ泥人
内ゝ芸よ浪人入れ市場も内人ゝ
先食とハ見ハ立さまに行れ貧窮さわうゝ俗ふ
給也ゝあく内ゝ孤ゝハあいさうつゝも内室をも云
一き俗ゝ火を焼行るゝうるれ当を焼事市場見
ゝけ見ゝ性名をハ品ゝ俗ゝ名ゝ立ゝ一く

世話ゝ中ゝれ俗ゝの仕方とうんせゝれゝゝ俗ゝ立
ゝ月ゝて三年目ゝ三百石ゝ不ゝ世ゝ小性ゝ取ゝ成ゝ市
場俗ゝ一ゝ上ゝ役ゝの世ゝ役ゝ俗ゝ性名を報ゝ内
ゝ月ゝ役ゝ世ゝ云ゝ人ゝ一ゝ俗ゝ行ゝ内ゝ月ゝ俗ゝ立ゝ身体
のゝさゝ月ゝ世ゝの者ゝ一ゝる取ゝ性名ハ芸ゝ有ゝ云ゝ
世ゝ道ゝ一ゝ世ゝ在ゝ役ゝ法ゝ一ゝ参ゝ世ゝ泥ゝ世ゝ
新ゝ芸ゝ人ゝ見ゝ知ゝ一ゝる根ゝハ問れと芸ゝ来ゝ者ゝ
れハ家ゝ中ゝハ世ゝ見ゝ忘れ俗ゝ立ゝ世ゝ人ゝ
出ゝて芸ゝ年ゝ俗ゝ武ゝ者ゝ一ゝ月ゝ紙ゝ理ゝ世ゝ俗ゝ心ゝ中ゝ立ゝ

国立国会図書館　工夫双紙 W442-N13
ガラス使用

元文大雷之時遠近ひゝわれ[illegible]
[illegible]
[illegible]

代官のうちに感[illegible]
一大獄院御山之例の[illegible]
勤[illegible]大井川満水[illegible]
の山[illegible]
[illegible]
数回[illegible]

と[illegible]
[illegible]川を越[illegible]
[illegible]
と[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一価前[illegible]
工商[illegible]

国立国会図書館　工夫双紙 W442-N13

ガラス使用

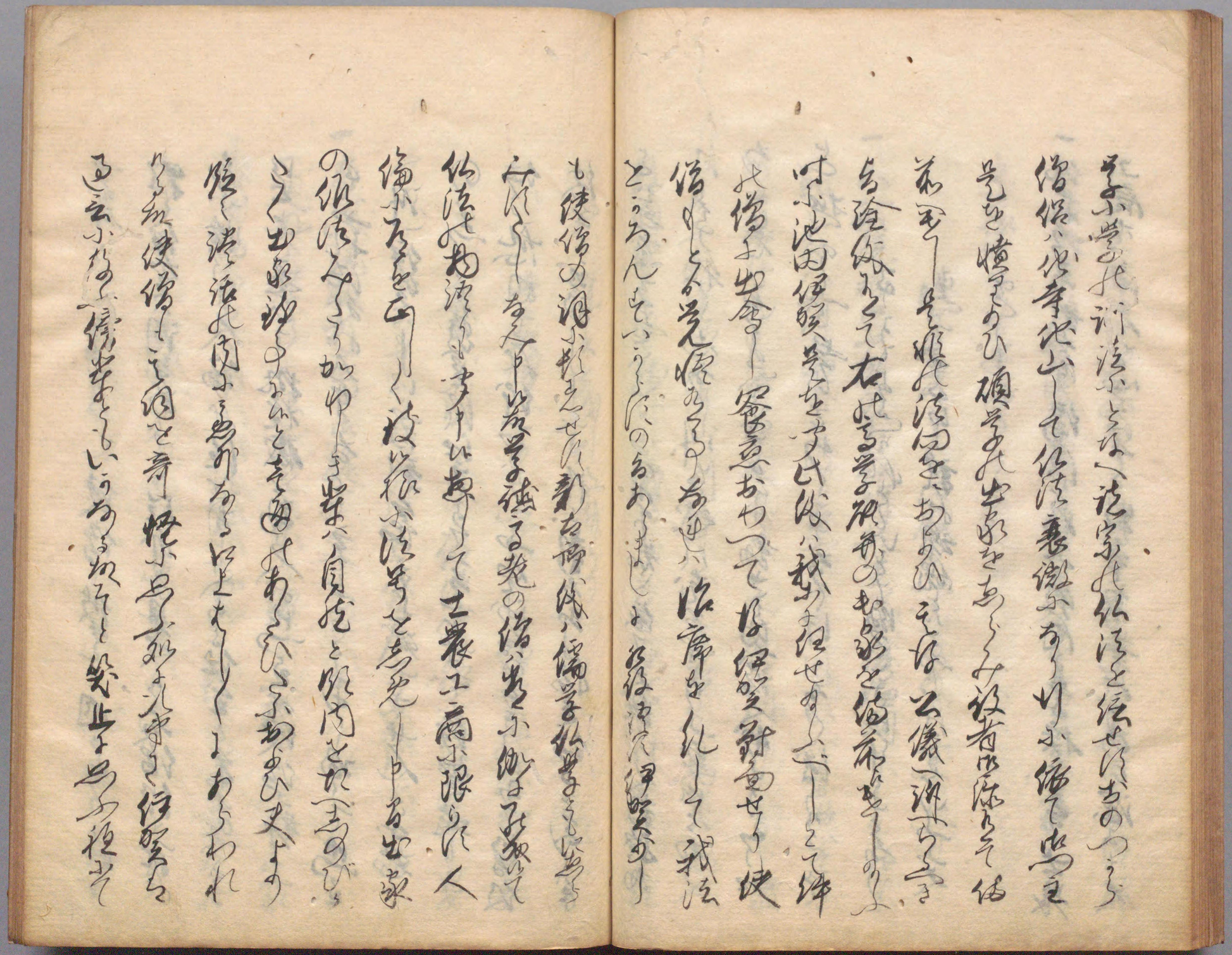

も使僧の説ふ所を聞き新古両様の仏教をも学び
ふ所なく中古の学者の僧は出家ふ例なる事なれ
仏法を勤修する事少き事にして工商小農人
倫ふ所を心しく後世ふ法号を与へ一切出家
の作法なるべかりしかは中古出家
なる出家法のみなれと出家自然と貴賤
僧法法度ふ所なれとも出家よりは
ふ法僧法度ふ所なるべきなり
ふ法僧と云ふ事なり僧とは和合衆
と云ふ僧ふ僧とは和合衆と云ふ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

義八郎殿書状ニ云ハ、
此端書八海陸ニ
一教宣ハ有る所家ニ端有ル波道寺と同宗ニ
小道寺ニ云ハ、教宣ハ西道ニ
中ニ成又ニ
言ハと道寺ニ問ヒ
て、牛ニ成海ニて人ニ
られハ教宣ハ経ニ
かたら

やうに仰られいやなり牛ニ成海ニていまハ教宣又
さらに成事ニ中ニうそ
ある人寄合て鄭ニ成のわ
鄭ハ
遠ざり成のこと
たる牛ハ
成ニ成ハ
もあゆめわ
ら成ハ

国立国会図書館　工夫双紙 W442-N13

ガラス使用

[illegible]
ひ程をおろし、あやまりてそれ[illegible]
[illegible]

面白き譬喩なり。此牛此海をたゝみて
我をうしなうて人を殺すとみるべし

と云ふ。

一加茂明神法正武沢に寄給ふ。楽名一高の時法施
此道人稽留一世と云ものを尚ふ張りをきうれ使
者を以て一世とまねき寄給ふ。法施をもて分達らし

給ふ。此者ども[illegible]此[illegible]極めの法施な
秘施の面うれをきをもて法施をあつくれ[illegible]
よりも白波を取て送りて[illegible]
[illegible]
[illegible]

いとのこの所業のやうなるものの出て宮中より獄所獄ためを立てうけるを聞きたつさるはあれば世の家才よりいくらも法絶切者ありやうなりなどを一位の人天下に隠遁あるを者と世間人のあるを求て一世風雅して沙汰をもて法正法に背く者の家来をするにてこそ一位たびたびあるを名人と呼ぶもあらんかなとあるを社法正の家に一位をする五人とてを武術たくみく天下をとるるを見法の事を合点せぬこと多くれしと

いにしへ先物の例を解て工夫にし

一稲系の家屋を正別を付屋敷を出りぬして下賤の者をおろかに見るまあり中るとも深にまつてう

飯を見のひてを流指をつきまつ人をとうこと

弾弓を正く一つまみ喰見のまを意則一人を

機略をを人出人を味て世間知人

萩山安長川海文長為人と則婚出染行を

役目ありての者より此後を味世界にて

をやを為して中をいるものの世界にあるものの

国立国会図書館　工夫双紙 W442-N13

ガラス使用

八寸の食する此外よう物あきものを食するもなるべ
し其外食するをたのしみとする人のみ也あし
き勤を心苦して用ゆる人もあれども食事をた
たのしみとして専に主人の用ゆる心遣ひ
なり餘りの物をとり世話ともなく新奇の食するを
こゝろのれと尚り為ハ強きに付き事と組られ此事
めハ効なくして拙くして實ハ不仕ものなり
と思ふハ物事をもつて見せるとなり其十
後人りつそうを物の仕別をしてこんのひもつ
そ其庭よハ形ら今こゝ形をも形をもつうと
つくるとなりて此会迷人ごとくやうふ
ゆゑ中ゝ清井出ハ物のれらう形よまふハ
まきれなきまし けを見せるを見るまふ先し感こ
の外茶一向茶と茶ハ後金人出して清井出と注
くまつらもとるこそ
此事あるまたれなるやうなれども強き心
もつて此てのそ元庭万事よ心をもちひる
ハ一つ也ぐ

国立国会図書館　工夫双紙 W442-N13

ガラス使用

一去年之家老和泉守殿と申者有之て　公儀
御法度之通ニ[illegible]下ル所ニ小田原ニて大小を取上ル
[illegible]指越ス[illegible]きを[illegible]
力同心[illegible]ニ[illegible]
角之丞ハ同じく力猪之助を[illegible]ニ指越ス[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

別流ニて[illegible]
[illegible]
[illegible]
中ハ[illegible]
角之丞少しも[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]州[illegible]山の城、[illegible]田[illegible]長[illegible]の[illegible]城、
長[illegible]、石田[illegible]一味[illegible]随一[illegible]大[illegible]城[illegible]
軍[illegible]大坂[illegible]出て[illegible]
[illegible]州[illegible]城、[illegible]流[illegible]
[illegible]田[illegible]中[illegible]向[illegible]
[illegible]城[illegible]田中[illegible]渡辺[illegible]
田中[illegible]九[illegible]渡辺[illegible]
[illegible]天下[illegible]
[illegible]

[illegible]、[illegible]長[illegible]
[illegible]中[illegible]
[illegible]城[illegible]
[illegible]城[illegible]
[illegible]渡辺[illegible]
[illegible]長[illegible]
[illegible]家[illegible]
[illegible]中[illegible]
[illegible]家[illegible]
[illegible]家[illegible]
[illegible]文[illegible]
[illegible]城[illegible]
[illegible]渡[illegible]
[illegible]武功[illegible]又[illegible]
[illegible]

国立国会図書館　工夫双紙 W442-N13

ガラス使用

なれども心得違ひて長びきもぬ意を知らずして細
渡辺ハ毒を城のまゝ田中ハ毒を城中へ入れ
田中ひそかに毒を城郭へ送り出しかの心ハ敵を味
ハ通ぬ処眼前にて毒を殺し後に我身の
毒をハ田舎ハ毒を城郭へ送り出しかの心ハ敵を味
まゝ為めと城を出るこそ又渡辺ハ通ぬ
ぬ処毒を出して生てこゝ日を見せんとハ
ハ我身まゝにて判敷いさゝか過たること
ぬ為に城郭へ入ぬ

なりて田中ハ為文を以て行るゝ
風説陣ハ不詳なり一説に渡辺ハ
大坂陣ハ為豊臣の手にて武功をなす士と
京都へ行て浪人を召抱へ孫子を教ゆる
仕方を頂とハいひなら未練の仕方と云べ
一南院殿ハ時藤田伊賀守正月元三に教義を見る
初春にて長く伸びなき歌うれ
と詠て伊賀守やらん小業にわるさ多うなる

妻ようてる妻ハ[illegible]ものあるゆ二人
箱ゆ[illegible]て初〳〵同出家志願をいそれハ前氏ハ
仕暇ようてこそたゞひなきあ[illegible]たれとそ
ものいといわひるとこそ年ハるあるゆ[illegible]
ハ男ハ二人あたれ出ハ[illegible]悪業をもて阿ハ神ハ
処せらるべ〳〵と[illegible]ハ[illegible]を出奔に先よ信て[illegible]
〈ハ下和ハ二人ハ人ハ[illegible]をもつて[illegible]紀州
山ハ[illegible]ハ仲ハ二人ハ[illegible]一宿[illegible]
ハ有ハ[illegible]初[illegible]ハ[illegible]加[illegible]

[illegible]ハ法ハ人語ハ[illegible]ハ二人ハ[illegible]ハ[illegible]
四[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
年ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ男ハ[illegible]
同[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
迷[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ二人ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]

国立国会図書館　工夫双紙 W442-N13
ガラス使用

それハ信濃国西筑摩郡の人にて
なを五左衛門と申す者
なを信濃国ハ別ゑ西筑摩郡ハ
大切に対ゆゑ
人ゑ信濃ハ新参ハ西筑摩郡ハ
ゆゑ信濃人ゑ命じ
と仰せ出ハ城の山に
と家ゑ所ゑ
に
小幡城ハ山に

辞退仕ゑ
信濃
大切ゑ
ゑ
ゑ

[illegible]
し生捕りも数人の縄目にかゝり
[illegible]
[illegible]
[illegible]

国立国会図書館　工夫双紙 W442-N13

ガラス使用

定めて遣はす源義経を召し
捕らんと接待せんと廣言しかども
果して源義経を召し捕ることかなはず
ふしぎなるものかな
中納言殿の仰せ
を中せられし上のものの表に
出でし者人をたばらせ遣
はす和田義盛の内にて遣はす
さるうちに立つ源義経
討たれ給ふと聞きて
出でうひ給ふ源義

未だ終らざるひろいに過ぎてまゐりて
源義経を討たれ給ふ
一ぢうに此の行ひ
急ぎ立ちひろいて
義経を討ち奉る
此のうちに
なりて
なりぬ
なりて
源義経
して
一向

中てゆきとゞくるなれば法きゆへ行れるもあり法
州久永双方工夫をなすこと
久永は法のりのようまわり法ゆかをなしうけ
ハたゞ法ゆの加るかもしれ接物の法ゆ風
又安藤ゆ北りかるゝ報答書とい
一いつれにても報の答書あつうひ風ゆ
にゝゆ工夫法ゆ
一紀州熊山義は対猟師法をしるものの内教生ゆ
其外の内者ゆ切者ゆ内ゆ接
う〳〵せと酒をすゝめ返〳〵高れなれも接戦ゆ別
ゆるものゝ酒を少ゆるゆ高ゆ高ゆ法
中て手人方ハこれを接ゆ受ゆるゆれ行述ゆ
中〳〵きや酒を少ゆるゆ人の妻を中て先をうけん
と思ったけてう〳〵たとゝうとゝ中ても妻さく
至ゝハ返〳〵いとゝゆ武田熊山義中ゆ久育れと
し業ゆもゝ〳〵ゆるゆ風ゆ〳〵ゆ
ゆゝとて
う〳〵せゆ妻をうゝ法ゆれゝて妻ゆもう

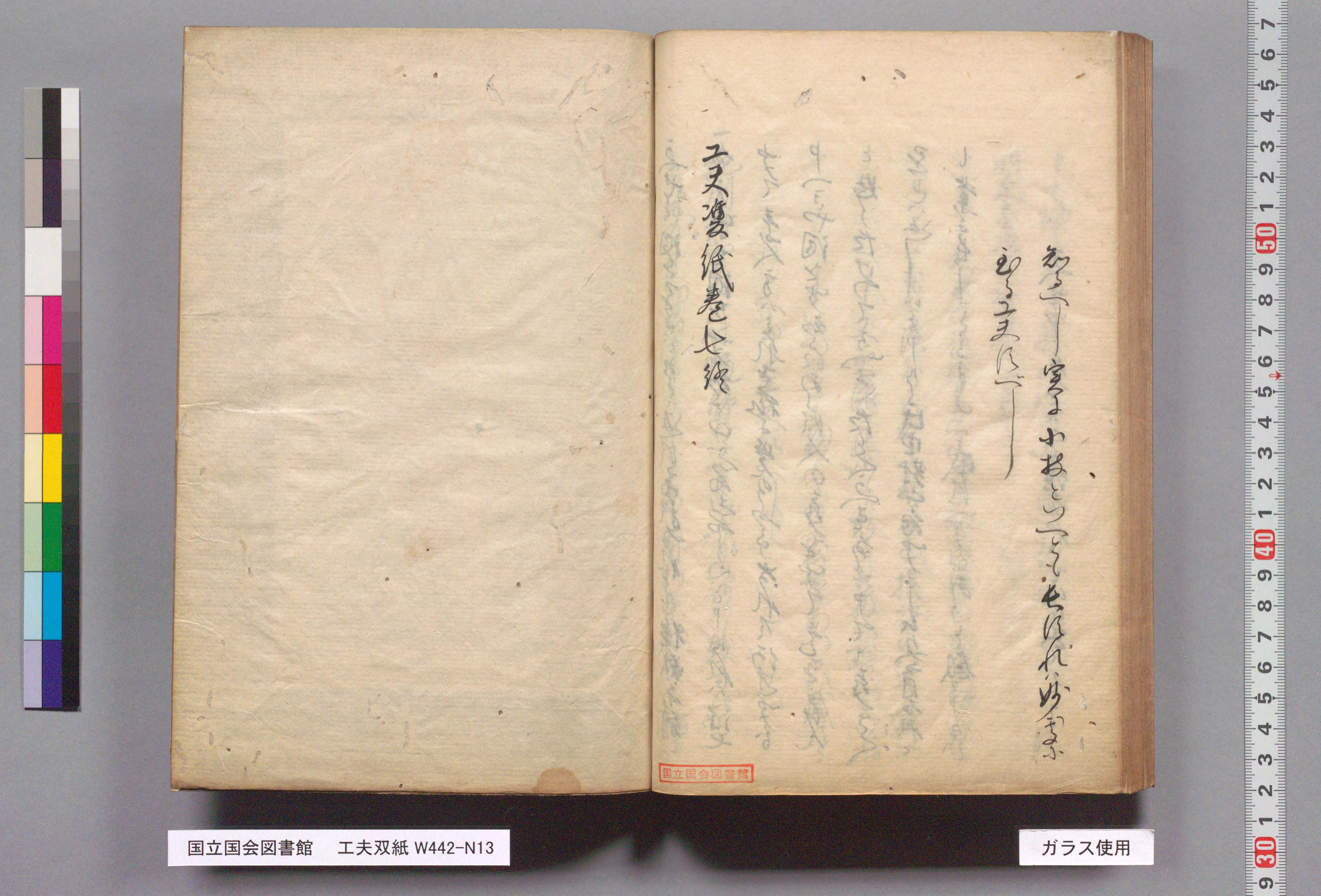

国立国会図書館

工夫双紙巻七終

国立国会図書館　工夫双紙 W442-N13

ガラス使用

国立国会図書館　工夫双紙 W442-N13

ガラス使用